

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について

平成15年12月24日
証券会員制法人 福岡証券取引所

・見直しの趣旨

適時開示情報伝達システム（以下、TDnet という。）は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所（以下、東証という。）が開発し、平成10年に稼働した適時開示情報開示のシステムであり、本所においても上場会社の利便に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリング等の実現のために、平成11年10月1日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきた。

この度、システムの所有者である東証においては、本年4月、TDnet の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われたところであり、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方にに基づき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場会社・店頭登録会社からも利用料を徴収することとしたところである。

このため、本所においても、上場会社各社より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「有価証券上場規程」等について、所要の見直しを行う。

・見直しの概要

項目	内容	備考
1 .TDnet 利用料の徴収	<ul style="list-style-type: none">・上場会社は、本所が定める方法により、TDnet 利用料を納入しなければならないものとする。・TDnet 利用料は、1社当たり96,000円（税抜）とする。	<ul style="list-style-type: none">・東京証券取引所又は名古屋証券取引所に重複して上場している会社を除く。・TDnet 利用料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。・TDnet 利用料は、年賦課金と同時に請求する。
2 .その他	その他所要の見直しを行う。	

・改正時期（予定）

平成16年2月1日の施行を目途とし、同年2月末日納入分から適用する。

以 上